

Title	契沖自筆『厚顔抄』『古今余材抄』新出断簡について： 附『（住友周富十七回忌追悼歌集）』翻印
Sub Title	On the newly discovered fragments of Keichū's draft of "Kōganshō" and "Kokin yozai shō" : appendix : transcription of "Sumitomo Noriyoshi jushichi kaiki tsuitō kashū"
Author	一戸, 渉 (Ichinohe, Wataru)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2023
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidō Bunko Institute). No.57 (2022.) ,p.281- 296
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20220000-0281

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

契沖自筆『厚顔抄』『古今余材抄』新出断簡について

—附『住友周富十七回忌追悼歌集』— 翻印—

一 戸 渉

はじめに

本稿は慶應義塾大学附属研究所斯道文庫に寄託されている圓珠庵藏契沖著述稿本類等の中よりあらたに見出された『厚顔抄』および『古今余材抄』の契沖自筆草稿断簡を紹介するものである(圓珠庵藏契沖著述稿本類等の全体像および当文庫への寄託の経緯等については本輯所収「圓珠庵寄託契沖著述稿本類等目録」に就かれない)。当該断簡が見出されたのは契沖自筆『河社』(エー五一一二)の料紙の紙背からである。契沖の考証随筆である『河社』ははやく写本で流布していたが、寛政九年(一

七九七)には小沢蘆庵とその門人らによって刊本が上梓されており、また戦前の朝日新聞社版『契沖全集』では三手文庫本を底本として翻字されているほか¹⁾、日本随筆大成などにも翻字が備わる。岩波書店版『契沖全集』第十四卷では契沖自筆の彰考館本を底本とし、三手文庫本を以て校合している²⁾。

この圓珠庵藏本は底本に選択されないまでも、彰考館本と並ぶ契沖自筆本としてははやくから存在は知られており、岩波書店版全集の解題(久保田淳執筆)では諸本に関して述べるなかで、圓珠庵本について「紙背に、本文の草稿のごときものが記されている」とし、朝日新聞社版全集第八卷の凡例でも「圓珠庵に反古の裏に書いた袋綴の自筆稿本二冊」の存在に触れているが、

その紙背ないし反故の内容に関してはそれ以上の論及はない。このほか八木穀「円珠庵の蔵書について」は圓珠庵本について「本文、反故の紙背に書く」と述べる一方、「契沖著述稿本類」が国の重要文化財に指定された際に作成された謄写版の目録では紙背について何ら触れていない。このほか従来の研究においても管見の限り圓珠庵本『河社』の紙背に関して具体的な検討が行われた形跡はないようである。

このたび、斯道文庫に圓珠庵蔵契沖著述稿本類等が寄託されたことに伴って調査を行ったところ、圓珠庵本『河社』の料紙の大部分は岩波書店版全集解題の述べるとおり『河社』の草稿を再利用したものと見られるが、その一部に『厚顔抄』および『古今余材抄』の草稿断簡が含まれていることが判明した。従来未紹介のものと思しいことから、以下にその翻字を掲げ、若干の検討を加える。

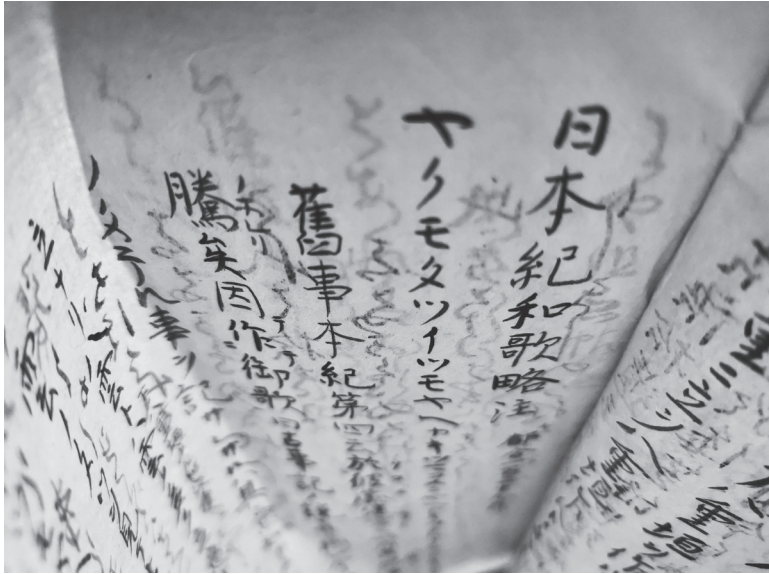
一、『厚顔抄』草稿群

圓珠庵本『河社』の書誌を改めて略記する。圓珠庵蔵契沖著述稿本類等の内（慶應義塾大学附属研究所斯道文庫寄託）。香

色無地表紙（縦二四・二×横一六・八糎）。押八双あり。（江戸前期）写。（契沖）筆。半紙本二冊。外題「河社」^地（第一冊）「河社」^天（第二冊）。内表紙外題「河社下」（第二冊）。每半丁九〜十四行。表紙貼紙墨書「鑑査 二卷／第五七〇一号」「第廿五号／二冊」。内表紙墨書「沖師／真筆七十枚（印記「桑門契沖」）。識語「已上直筆七十六枚（印記「桑門契沖」）」。草庵／什寶（印記「圓珠之印」）（第一冊末尾）「已上真筆七十まへ（印記「桑門契沖」）／圓珠庵／什宝（印記「圓珠之印」）（第二冊末尾）。印記「圓珠之印」。料紙に『河社』『厚顔抄』『古今余材抄』草稿の紙背を用いる。請求記号エー五一一。なお、表紙貼紙墨書や内表紙の墨書、識語はすべて近代に至って付されたものである。

本書第二冊の第二丁から第十一丁にかけての料紙は『厚顔抄』及び『古今余材抄』の草稿を裏返して再利用したもので、その筆跡からいずれも契沖自筆と見て間違いないものである。まず『厚顔抄』草稿群の翻字を、現在綴じられている丁の順序に従って掲げる。翻字に際しては以下の方針で行った。

・便宜上、**第幾丁紙背**と見出しを各丁の冒頭に掲げた。またノ下部に丁付が認められる場合、見出しに続けて注記した。な



図版 圓珠庵本「河社」第二冊第三丁紙背

- ・ おいずれの丁付も契沖筆と認められる。
- ・ 漢字は原則として底本の字体に近似するものを採用した。
- ・ 変体仮名は現行の仮名に改めた。
- ・ 句読点は底本に備わるもののみ翻字し、私に付加していない。
- ・ 朱筆は【】に括って示した。ただし、この方式での表記が困難な場合は適宜（ ）内に注記した。
- ・ 判読の困難な箇所はその文字数分の□で示した。
- ・ 底本の改行は筆写者による意図的なものについては底本通りとし、それ以外については全て詰めた。なお、ここで紹介する『厚顔抄』『古今余材抄』の草稿はいずれも毎半丁十行である。
- ・ 底本で行頭が下げられている部分については、底本の通りに行頭を下げて翻字した。
- ・ 各丁の表面の末尾に（以上表）、裏面末尾に（以上裏）と注記した。
- ・ その他、校者による注記は（ ）内に記した。

第二丁紙背

アメナルヤハ天在哉ナリ阿妹トアルヲ今流布スル本ニアモト點シタレト晦梅毎等ノ字ヲ皆メニ用タルニ准ラハ其上古事記ニハ阿米濱成式ニハ阿賣トアルヲ證トシテアメト讀ヘシヲトタナハタノハ弟織女ナリ（朱挿入符あり、朱傍記「男子モ女子モ弟ナルヲハ親ノ殊ニ愛スレハヲトタナハタトイヘリ」）ウナカセルハ所娶ナリタマノミスマルノハ玉ノ御統（ミス）ナリアナタマハヤハ穴玉者哉ナリ玉ハ緒ヲ貫タメニ穴ヲアクレハ穴玉ト云（朱挿入符あり、朱傍記「甲」）ミタニフタワタラスハ真谷（ミタラツタラス）ニ巨ナリミタニハミ山ノ如シ万葉ニ真草ヲミクサ真熊野ヲミクマノトヨメリマトミハ五音通セリ木ヲ真木玉（マキ）ヲ真玉ナト云ハホムル詞ナレハミ谷ト云モ其意ナリ味耜高彥根神光儀（テリ）（上ニ字左に朱傍記「ヨソエヒ」）華艶（ウルハシクテ）映（テリカ、ヤツラフ）ニ于二丘（以上表）ニ谷（フクニ）之間（ニ）此（朱挿入符あり、朱傍記「二」）谷ヲカ、ヤカス（ニ）光ヲ先織女ノ所娶ノ玉ノ光ト云ヒテ其穴玉ノ光ト見ユルハヤトナリ（以下空白）（以上裏）

第三丁紙背

※ノド部丁付「日本紀略 一」
日本紀和歌略注 都合二百二十九首
ヤクモタツイツモヤヘカキツマコメニヤヘカキツクルソノヤヘ

カキテ

舊事本紀第四云於（ソ）彼處（ニ）建（タマフ）宮之時自（ト）其地（ト）雲立騰矣因作（ニ）御歌（一）曰古事記ノ説モ是ニ同シ今此紀ニハ雲ノタテル事ヲ記サレサルハ其意知カタシヤクモタツハ八雲立ナリ八雲トハ雲ノ（上ニ）二字朱訂「下ノ八重垣トアル心八重ニ」多ク立意ナリ古今序ノ小注ニハ八色ノ雲ノタツヲ見テトアレト後ニ云ヘル事ナレハオホツカナシ（二）イツモヤヘカキハ出雲八重垣ナリ八雲タツハ（上五字朱見消也）後ハ出雲ノ國ノ枕詞ナレト思フ（四）ニ素戔嗚ノ尊ノ彼國ニオハシマシタル（上十字朱訂「御」）時ハイマタ此名アルヘカラス此御哥ニ依テ國ノ名ヲモ付（以上表）枕言モ出来ケルナルヘシ爰ニ自天而降到於出雲國ト云ハ後ヲ初ニ廻ラスナリ假令日向國ノ名ハ景行天皇ノ御時出来タレト神代紀ニモ有カ如クナルヘシ（三）多ク立出ル雲ト云意ニツ、ケサセ給フナリ（五）八重垣ハ是ニ二ツノ心有ヘシ一ツニハ霧ノマカキナト云如ク雲ノ立出テ須賀ノ宮ヲ廻ルヤカテ八重垣トノタマフ歟二ツニハ出ル雲ノ立廻ルカ如クナル八重垣トノタマフ歟（朱挿入符あり、朱傍記「顯宗紀云出雲者新墾ナリミミ之十握稻云々はモ新墾ノ田ニ稻葉ノ雲ヲナスヲ出雲トハノタマヘリ」）ツマコメニハ是ニ又二ツノ心アルヘシ一ツニハ妻隠（シメカケ）ルニテ妻ヲ

コムルナリ妻ヲコメ置タマハムトテ八重垣ヲ作ルトノタマフ
ト妻ヲコメヨトテ雲ノ八重ニ立ヲ八重垣作ルトノタマフ意コ
レニ分レタリニツニハ(以上裏)

第四丁紙背

阿麻^ア下^下效^レ此^レトアリ初四相通シテ阿米トハ云ヘトモ五音ナ
レハトテ阿牟^{アム}阿味^{アマ}阿毛^{アモ}ト通セル例ナシ弟織女トハ男子モ女子
モ弟ナルヲハ親ノ殊ニ愛スレハ小男ヲ、トコ少女ヲ、トメト
云モ其意ニ(上一字「ナ」と改)ル故ニ今モ弟織女トハ云ヘリ
所^{ウツカセ}嬰ハ万葉ニハウナケルトモヨメリ懸ル意ナリ嬰ノ字々書ニ
胡國ノ習俗女ノ胸ニ貝ヲ貫テ掛テ飾トスル故ニ二ノ貝ニ從ヒ
女ニ從フト云ヘリ玉ノ御統ハ

(以下空白)

(以下表)

(裏面空白)

第五丁紙背

※ノド部丁付「日本紀哥

二」

後撰集云

今日櫻シツクニ我身イサ沾ム香コメニサソフ風ノ来ヌマニ
(朱筆行間挿入「垣コシニ散來ル花ヲ見ルヨリハ根コメニ風ノ吹モ

越サナム」)

コレラハ花共ニ香トモニ(朱挿入符あり、朱傍記「根共ニ」)ト
云意ナリ万葉第三二

妹トシテ二人作りシ我山ハ木高ク繁ク成ニケルカモ

是ハ妹ト二人シテトヤ作ラムカクヤ作ラムト談合シテ作レル
山ト讀タレハ今モ稻田姫ト共ニイカ、作ラムト示シ合セテ作
ラセタマフ意ニヤ古事記ニ腰句都麻基微^ミアルハ共ニト云
ニ近シ但此時ハ八重墻ハ實ノ墻ナリ八重墻造ハ此處句ナリ其
八重墻ヲハ其トハ上ノ八重墻ト云ヲ指テノタマヘリ天竺ノ經
ニハ偈アリテ重テ其義(以上表)ヲ述周詩ニモ同シ事ヲ文字
ヲ少替テ三四章ニ亘テ云ヘルハ厚キ事ナルニ此御哥モ纔ナル
中ニカク重テ其八重墻ヲトノタマヘルハ三國ヲノツカラ符ヲ
合セタルカ如シ天孫海女ヨリ以來此御哥ニ效ヒテ三十一字ヲ
詠スレハ定テ深キ故侍ルヘシ字妙句妙意妙始終妙ノ四妙アリ
ナト云ヘリ

天^{アマノ}在^ヤ哉ハ天ニアルヤト云ヘキヲ^ハ阿切奈^ハレハ約^ヤテ云ナリ阿妹
ヲ今流布スル本ニアモト點ス晦梅每味賣等ノ字皆メニ用タル
ニ准ラヘ其上古事記ニハ阿米濱成式ニハ阿賣トアルヲ證トシ
テアメト讀ヘシ古事記云訓^{ヨム}天^ツ云ニ(以上裏)

第六丁紙背 ※ノド部丁付「日本紀哥 二」

二ツニハ妻共ニノ心アリ万葉第十七云

我宿ノ花橘ヲ花コメニ玉ニソアカヌクマタハ苦シミ

後撰集二

今日櫻シツクニ我身イサ沾ム香コメニサソフ風ノコヌマニ
コレラ花トモニ香トモニト云意ナレハ今モ稻田姫ト共ニトヤ
作ラムカクヤ作ラムト仰セ合セラル、ヲ妻コメニトハヨマセ
タマヘルニヤ万葉第三二

妹トシテ二人作りシ我山ハ木高ク繁ク成ニケルカモ

是ハ妹トフタリ談合シテ作レル山ト云意ナリ腰ノ句古事記ニ
ハ都麻基ツマコミ微尔トアレハ妻共ニト云方近キ(以上表)ニ似タリ
此時ハ實ノ八重垣ニテ雲ヲ云ニハアラス其八重垣ヲトハ其ト
ハ妻ヲ置須賀ノ宮ノ為ノ意ナリ天竺ノ經ニハ偈アリテ重テ其

義ヲ述周詩ニモ同シ事ヲ文字ヲ少カヘテ三四章ニ亘リテ云ヘ
ルハ厚(マ)事ナルニ此御哥モ纒ナル中ニ此落句アルハ三國ヲノ
ツカラ符節ヲ合セタルカ如シ天孫海女ヨリ以來此御哥ニ效ヒ
テ三十一字ニ詠スルハ深キ故侍ルヘシ後ノ人字妙ノ妙意妙始
終妙ノ四妙ヲ立テ釋セリ

アメナルヤヲトタナハタノウナカセルタマノミスマルノアナタ

マハヤミタニフタワタラスアチスキタカヒコネ(七句)(以上裏)

第七丁紙背 ※ノド部丁付「日本紀哥 一」

日本紀和哥略註 凡二百二十九首

八雲立トハ物ノ多キヲハ七ツ八ツト云常ノ事ナリ殊ニ神書ニハ
八ト云事多シ八重雲八重著柴籬ナト云カ如シサレハ雲ノ多ク立
ヲ八重ニ立ト云意ニテ下ノ八重墻ヲノタマハムタメナリ此詞後
ニハ出雲國ノ枕言トスレトモ神代ニハ出雲ノ名モ有ヘカラス此
御哥ニアリテ後ニ付タル國ノ名ナルヘケレハ今ハ枕詞トハ見ル
マシキ歟此卷ニ出雲國ト云ヘルハヤト云人モ有ヘシソレハ後ニ
記シ給フ事ナレハ後ノ名ヲ初ニ廻ラサル、ナリ假令秋津島ノ名
ハ神武天皇ヨリ始マリ日向ハ景行天皇ヨリ始マレト共ニ此卷ニ
有ニ准ラフヘシ(以上表)

出雲國風土記云號出雲者八束水臣津野命(ノミコト)詔ニ八雲立詔(ノヲ)之故
云ニ八雲立出雲(ト)此風土記ノ説ハオホツカナシ出雲八重墻ハ
物ノ(カ)起ルヲ出雲トイフ顯宗紀云出雲者新(ニヒ)舉新(ハ)舉之十
握(ツカ)稻(コ)云々此室壽ノ御詞ノ出雲毛新治田ノ稻葉ノ雲ヲ成スヲ
ノタマヘリ此句ニ出雲ノ如クナル八重垣トノタマフト出雲ヲ
ヤカテ(ニ)雲ノ色(マ)ナト云如ク八重垣トノタマヘルトノ二ツノ意ア

ルヘシ妻隠ニハ是ニモ妻ヲ隠ルト妻トモニトノ二ツノ意アリ
万葉集第十七云

我宿ノ花橘ヲ花コメニ玉ニソアカ貫マタハ苦シミ(以上裏)

第十丁紙背

日本紀和歌略註 都合一百二十九首

第一 神代上一首

是時素戔嗚尊自^レ天而降^ニ到於出雲國簸之川上^ニ云々於彼處建^レ
宮^ヲ或云時武素戔嗚尊歌^ノ之曰先代舊事本紀曰素戔嗚鳥尊行
覓將婚之處遂到^ニ遠点^ニ脱カ^レ出雲之清池^ニ亦云須賀須賀斯乃
詔曰吾心清々之於彼處建宮之時自其地雲立騰^レ矣因作御歌曰古
事記曰其速須佐之男命宮可造^一之地求出雲國云々茲大神初
作^マ須賀宮^ノ之時自^ニ其地^ニ雲立騰^ル作^二御歌^一其歌曰^{此二哥ヲ}
タレト雲ノ立騰^ル由^ヲ記
サレザル^ハ其所以^ヲ知^{ラス}

夜句茂多免^{立八雲}伊努毛夜霸カキ^{出雲八重}ツマコメニ^{表隠也古事記上一字未見稍}
ヤヘカキツクル^{八重造也}贈ノヤエカキヲ^{其八重}(以下空白)(以上裏)

以上が今回新たに見出された『厚顔抄』の草稿群である。『厚
顔抄』は記紀歌謡の注解であるが、一読して明らかないように、

内題が記された巻頭部が三種存在しており、それぞれ注と本文
とを掲げる形式が異なっている。整理すれば以下のようなふう

①冒頭に歌謡全体の本文を行頭を下げずに片仮名書にして掲
げ、一段下げて句ごとの注解を掲げるもの(第三丁紙背)

②歌謡の本文を逐一掲げず、行頭を下げずに注解を掲げるも
の。(第七丁紙背)

③行頭一段下げて『日本書紀』『先代旧事本紀』『古事記』で
の当該歌謡の直前の本文を掲げた上で、行頭を下げずに歌
謡の本文を句ごとに掲げ(一部は真名表記とし一部は片仮
名表記)、注解を割書で掲げるもの。(第十丁紙背)

本文と注を掲げる形式が一致し、また文章が連続していること
から、②とした第七丁紙背に続いて第五丁紙背、更に第四丁紙
背といった順序でもとは一連のものであったと推定される。第
六丁紙背は注解の形式において①に一致するものの、「二ツニハ」
との文言が重複しているようである。これが衍字であれば本来
一具のものであったことになろうが断定は控える。残る第二丁
紙背は神代巻下の「あめなるや」歌の注解だが、行頭を下げず
に、本文を片仮名表記で示すなど先の①から③のどれとも形式
が一致しないことから独立したものと判断される。

すなわち、総じて五種類（第三丁と第六丁とが一具のものとするれば四種類）の『厚顔抄』の冒頭及びそれに近い部分の草稿が新たに出現したことになる。『厚顔抄』に関しては、これまで自筆本の存在は知られておらず、このたび発見されたのは僅か七葉分に過ぎないものの、成稿の過程が窺われる契沖自筆資料として貴重なものといえるだろう。この五（ないし四）種類の草稿の成立の順序については、今にわかには判断しがたいが、注の詳細さの程度や傍記による補入の反映のありようからすれば、第二丁紙背が第七・五・四丁紙背のグループに先行するとは間違いなく、第六丁紙背もまた第七・五・四丁紙背のグループに先行すると見てよい。第六丁紙背は第二丁紙背とほぼ同文であるから、概ね同時期の稿であろう。③の第十丁紙背は『厚顔抄』の流布本と注解の形式に近いが、注の内容は至って簡略なもので、また明らかに書き止であることから前後関係は不明とするほかない。

このほか流布本では「二百二十七首」とされている『日本書紀』の歌謡の歌数について、これらの草稿がいずれも「二百二十九首」であるとしている点など異同も少なくない。ともあれ、これらの草稿群の出現によって、契沖は『厚顔抄』の執筆にあ

たり、記紀歌謡の本文と注解とをどのように掲げるかについていくつかの試行錯誤を行っていた事実が判明する。

二、『古今余材抄』草稿群

続いて『古今余材抄』の草稿断簡三葉の翻字を掲げる。翻字の方針は先の『厚顔抄』と同一である。

第八丁紙背

春の日の光にあたる我なれとかしらの雪となるそわひしき

東宮の御めくみをかうふるを春の日の光にあたるとはそへたりかしらの雪となるそわひしきは悉陀太子をおしたてまつりし相人のなけきしに似たり

年後拾遺つもるかしらの雪は天空の光りにあたるけふそうれしき

これは今の哥にてよめり

雪のふりけるをよめる　きのつらゆき

霞たちこのめもはるの雪ふれは花なき里もはなそ散ける

このはのめくみ出るをはこのめはるといへは春といはむとてかくはつ、けたり芽の字をめとよむは目の意なり詩にも（以

上表) 柳眼など作りて木のめを人の目にたとへたり下句は君の御めくみのあまねきをそへたるにや

春の始によめる 　　ふちはらのことなほ 　　六帖言直

春やとき花やおそきと聞わかむ鶯たにもなかなすも有かな

興義抄云春は立ぬるに花の今までさかぬは春のときか花の遅さか鶯にて事をきらんと思ふになかぬかなといふなり顕注もおなし心にて年内にも正月にも春立日をは告たれはとしおそれともいふへきにあらねと哥はかやうにはかなくよむことのみみしきにごそ定家卿のいはくあさくいふかひなき事をのみ好み思ふ説にはまことに哥ははかなく(以上裏)

第九丁紙背

此集題号の事真名序云爰詔大内記紀友則等各獻家集并古来舊歌曰續萬葉集於是重有詔部類所奉之哥勅爲二十卷名曰古今和歌集假名序云延喜五年う月十八日に大内記きのものりらにおほせられて万えふしふにいらぬふるき哥みつからのをもたてまつらしめてなんすへてちうたはたまきなつて古今わかしふといふ始は萬葉をつく集なる故にその心になつて奉れるを古往今來の哥なる故に古今と名を改ためられける也それに次て古とは平

城天皇よりあなたの哥今とは嵯峨天皇よりこなたの哥なり其よし貫之の新撰和哥集(以上表)序に見えたり彼序云(以下空白)

(以上裏)

第十一丁紙背

※ノド部丁付「余才抄一 二」

山跡とかかれとそれは(朱筆挿入符あり、朱傍記「猶」借てかけるにやともいふへし)「此こと書に(上五字朱見消ちし朱訂「これに)まさしう名つくるよし顯はれたり」日本紀私記に題号に付て注して云「天地剖判泥濕未乾是」以栖山往來因多蹤跡故曰山跡」山謂之耶麻跡謂之止」又古語謂「居住爲止」言止住於山也」是ハ二義ヲもてやまとの心を釋せり」(朱筆挿入符あり、朱傍記「義を釋したる心はさる事なれとも)然れとも共にやまとを此國の(上七字朱見消ち)惣名と定むる故に其心所存と異なり(上八字朱見消ち、傍記「是心かなはず)やまとは別名なれば洲壤初て(上十三字に朱で「□□□□國土の□□めて□れる時」と重ね書きし、更にそれを朱見消ち)成時和州にかきりて泥濕のかはかさるへきにあらねは我取らず又山に跡のなき義も泥濕未乾といふよりいへる事なれば我取らず」並に嘉號の心を得ぬ尺なり)「(朱挿入符、朱傍記「又文に入て後)大日本豊秋

津洲の下の釋に云「レ可レ爲二我國之摠名一歟」而大八洲之專一也「レ是爲二何國一哉」答代々講書之時不見此問答「レ但先師相傳云此今大倭國」陰陽二神最初依レ生二此國一以二(以上表)我國之摠名号之「レこれ惣名をもて別名とすといへり(上十五字朱見消ち)」「レ今いはく此義(朱挿入符あり、朱傍記「證文なきことなれば)いはれなし」(「レこゝから朱見消ち)既に神武天皇曠間丘にて和州を御覽したまひて「レ秋津の鬢帖をかに似たりとのたまへる詞を引つ、けて「レ大日本豊秋津洲といへるをいかて惣名とはいふへき」(朱見消ちこゝまで)神武紀云抑「レ又聞二於塩土老翁一曰東有二美地一青山四周一景行紀天皇思レ邦歌云夜摩苦波區理能摩保邏摩「レ多多儺豆久」阿烏伽枳夜摩許莽例屢「レ夜摩苔之于漏破試云々」是号和州をいへり(朱挿入符あり、朱傍記「和州は」四面まことに皆(墨挿入符に朱線を引き傍記「山」なれば「レゆき、の跡山におほかるへき)とわり也(朱挿入符あり、朱傍記「跡ハ足止の心なり上略すれば只止なり(「レこゝから墨見消ち)さきに引私紀に泥濕未乾といふは本朝を惣してなりはしまれる時をいへり別名に付ていふ時和州のみ泥濕のかはか(見消ちこゝまで)」「レ又山城ハ奈良山の北に当れはもと(以上裏)

以上、第八丁紙背は『古今和歌集』第八番から第一〇番歌の注釈であり、第九丁紙背は『古今和歌集』の題号に関する考証、第十一丁紙背は『古今和歌集』仮名序冒頭「やまとうたは」の「やまと」に関する注解であることは一読して明らかである。第八丁紙背と第十一丁紙背に対応する内容は、『古今余材抄』流布本にも見え(ただし文章には種々異同あり)、また第十一丁紙背の丁付に「余才抄」とあることから、この二葉が同書の草稿であることは疑いを容れない。

問題は第九丁紙背で、『古今余材抄』流布本にはこのように題号に関して独立して論述を行うような箇所は存在せず、よって当該紙背の内容が『古今余材抄』の草稿であるかどうかについては不確定な部分が残る。とはいえ『古今余材抄』での仮名序本文「すへてちうたはたまきなつて古今わかしかつといふ」への注解に、「古今の名は古往今来聞えたるま、の義なから、新撰和哥序のこゝろ、大同以前を古とし、弘仁以後を今とする也」とあるなど、当該紙背と同趣旨の記述が見える点は注意される。

『万葉代匠記』初稿本の惣釈が『万葉集』の題号に関する考証を劈頭に置いていふことを考慮すれば、この第九丁紙背は「古

『今余材抄』の惣釈のようなものの執筆を契沖が構想していた痕跡と見ることができるとはなからうか。とはいえこの第九丁紙背は明らかに書き止しであり、また現在知られている『古今余材抄』の諸本には惣釈に当たるとはなからうか。殊更にそうしたものを立てずとも、仮名序及び真名序の注解がそうした総論的内容をおのずと含むことになるため、恐らく記述の重複を避ける意図で、これ以上の執筆を契沖が諦めたということかと思われる。

『古今余材抄』の契沖自筆草稿としては、舒文堂河島書店の所蔵するいわゆる河島本の存在が従来知られているが、結論から述べるならば、今回あらたに出現した草稿三葉は河島本に先行するものと判断される。以下にその根拠を述べる。

まず河島本は第十一丁紙背に施されている多数の訂正を概ねそのまま反映させた形で本文が書写されており、両者の前後関係は明瞭である。さらに第八丁紙背に關しても、例えば河島本における第八番歌の注解冒頭は「東宮の御めくみをかうふるを春の日の光にあたるとはそへたり下句は悉陀太子を相せし相人のなけさしに似たり」と第八丁紙背と概ね同文を本行に記すが、「下句は」の下に挿入符があり、行間に「猶行末も御めくみに

あふへきをかしらの雪と白くなりたれば久しく恩光にあたるほともあるましき事をわふるなり」との加筆が施されている。『古今余材抄』の浄書本である彰考館文庫所蔵本（第一冊のみ契沖筆でそれ以外は如水筆・奥書なし）及び斯道文庫寄託圓珠庵所蔵本（本文は如水筆で契沖筆補訂書あり・元禄五年八月奥書・エー二〇一〇）では、当該加筆部分をすべて本行に挿入した形で筆写されており、やはりこちらに關しても新出断簡が河島本に先行すると見てよい。残る第九丁紙背については河島本に対応する部分が存在しないため本文の比較は不可能だが、その内容に鑑みても『古今余材抄』の初期の構想にあつたものと捉えて問題なからう。

各巻に見える奥書によれば、河島本は元禄四年（一六九二）六月から同年八月にかけて契沖が校訂を行ったもので、となればこれら草稿三葉の執筆時期はそれ以前ということになる。恐らくこの三葉は河島本の執筆時に反故とされ、『河社』執筆時に再利用されたものである。

ちなみに河島本の書型は半紙本であり、今回発見された三葉と一致している。先述の彰考館本と圓珠庵本はともに契沖が兄如水の助力を得て大本に浄書したもので、どうやら契沖は『古今余材抄』の草稿執筆時には半紙本、浄書にあたっては大本と、

書型によって一定の使い分けをしていたごとくである。いずれにせよ、『古今余材抄』もまた、先の『厚顔抄』と同様に数次にわたって著述の補訂が行われ、物的な部分を執筆するかどうかなど著作全体の構想にも一定の変遷があったことをこれらの草稿群の存在は示唆している。

三、『住友周富十七回忌追悼歌集』について

以下では『河社』以外の圓珠庵所藏資料に基づいて、従来の研究での若干の遺漏を補うことにしたい。ここで取り上げるのは『住友周富十七回忌追悼歌集』で、国の重要文化財に指定されている「契沖著述稿本類」には含まれないものである。

当該資料に関しては久松潜「契沖伝」が五井蘭洲の撰文にかかる契沖碑文に見える「江友俊」について述べる中で、「圓珠庵藏書の中にあつた『咏歌題林愚抄内述懐』といふ写本」が「入江友俊が兄住友友昌の十七年忌に夏懐旧といふ題で知人の歌を集めたものである」として、友俊の序文及び和歌の若干を紹介している¹⁰。また竹安繁治「入江友俊私記」は「久松博士がさきあげられた『咏歌題林愚抄内述懐』は寛延元年（延享

五年）周富の十七回忌に友俊が編纂したものであって、友昌の十七年忌とされているのは周富の誤りである」とし、宮本又次『町人社会の学芸と懐徳堂』も竹安と同趣の見解を述べた上で、友俊序と一部の和歌を引きつつ詠者の人物考証などに及んでいる¹¹。

このように先行研究に何度か言及の備わる該書であるが、全文についてはこれまで紹介されることがないようである。先掲の諸論考などに述べられている通り、この『住友周富十七回忌追悼歌集』は入江友俊（号育庵）が、兄である住友周富の十七回忌に際して自身及び知友が詠じた「夏懐旧」題での和歌を記したものである。友俊は豪商住友家の四代友芳の三男として享保三年（一七一八）に生まれ、分家して入江姓を名乗りつつも本家の家政に関与した人物。契沖没後四十二年を経た寛保三年（一七四三）に五井蘭洲の撰文にかかる契沖碑文を圓珠庵に造立しているほか、契沖門下で浄瑠璃作者としても知られる紀海音（契因）と厚誼を結び、またこの『住友周富十七回忌追悼歌集』にも名が見える圓珠庵三世源光とも交流を持つなど、世代的に見て契沖との直接の接点は考えられないにしても、友俊が契沖に私淑し、間接的な形でその学問を摂取しつつ、契沖

の顕彰活動へさまざまに意を用いていたことは間違いない¹³⁾。友俊は冷泉家にも歌道を学んでいたようであるが、本書に懷徳堂関係者が複数見える点も含めて、近世和歌史上においても注意すべき資料と思われるため、ここに紹介を試みたい。まず書誌を略記する。

円珠庵藏契冲著述稿本類等の内（契冲著述稿本類）の外・慶應義塾大学附属研究所斯道文庫寄託）。共紙表紙（縦二九・〇×横一八・六糎）。大本一冊。延享五年（一七四八）写。一筆（入江友俊筆カ）。外題「咏歌題林愚抄夏述懐」。表紙鉛筆書「住友」。延享五年入江友俊序。每半丁八行（序文）及び四行（和歌。光沢ある薄藍色の紐を用いた仮綴。旧資料名「和歌題林愚抄内述懐」。請求記号エー三七一。管見の限り、他に伝本は見られない。なお、本書が以前寄託されていた大阪府立中之島図書館においていずれかの時点で「和歌題林愚抄内述懐」から「住友周富十七回忌追悼歌集」へと資料名を改めたようである。原本に見えない書名を補ったことを明示するため、あらたに「」に括り、当文庫での整理資料名とした。

翻字の方針は以下の通りである。

・漢字は適宜通行の字体に改めた。

・変体仮名は現行の仮名に改めた。

・序文について、私に句読点を付した。

・底本の改行は筆者による意図的なものについては底本通りとし、それ以外については全て詰めた。

・姓名や別称・号など素性が判明している人物については署名に続けて（）内に姓名などを注記した。

【翻字】

つらなる枝のしたしみあれは、ことさらに悔をふせくなる。このかみなりける人の、蒿か里の露にしたかひしその日を、花にかこち月にうらみて、十あまり七とせのけふにむかへり。法の海のをしへうれしく、疎きはふりにし跡をたつねとふらひ、したしきは後のわさおこそかまめやかなる志をあらはすとかや。いてやひしりの道にはかゝる事ありとしもなけれど、是も身をおふるなけきになすらふへし。しかはあれと、あかねさす日ごとに、おもひかた糸のよるく／＼かなしむへきにもあらず。又花橋にむかしを忍ふとも、わすれ草の種をとるへくもあらねは、かうやうのをりをもふけて、ひま過る駒のいちはやくとしの数におとろき、夏懐旧といふ題して求め集ることの葉の序、

代にかきりなき思ひを、つかみしかき毫にのふるといふものな
らし。

于時延享戊辰のとし孟夏下流入江友俊

育斎の窓のもとにおゐてこれを誌す

夏懐旧

友俊（入江育斎）

有し世を猶しのへとや子規あとなき空に声を残して

都志女（入江育斎の妹とし）

けふも猶わすれぬうさにあふひ草かけていく世の跡や忍はん

友房（住友友貞次子）

卯の花の垣根は雪とふりぬるを見るにつけても昔をそ思ふ

尼観香

思ひ出るをりもこそあれ子規なれも昔を忍ひてやなく

誠之（中井莞庵）

有し世をわすれぬ夢の浮橋もたえてつれなき短夜の空

純禎（五井蘭洲）

おもひ出るをりもこそあれ時鳥なくや昔のけふの夕暮

正誼（三宅春楼）

わすれぬやあな卯の花はちりもせて雪と消にし人の昔を

寂誉法師

夏の夜の風にやとはんにしへの袖の香ふかき軒のたち花

行誉法師

ほと、きす忍ふはつ音を聞にたにむかしをおもふ袖の露けさ

素綯

置あへぬ露にしほれて草の原跡とふ袖はなつとしもなき

友由

過し春をしたふ涙にけふかへしひとへの袖もかつしほりぬる

正名（三宅石庵）

ともすれは猶袖ぬらす空なれや過しを忍ふ短夜の月

為匡

なれもまた同じ涙にむせふらんむかししのふの山ほと、きす

青山法師

卯の花の色に隔ぬしら露はこふるむかしの泪なるらん

源光法師（三世円珠庵主）

こしかたは猶みしか夜の夢の間と覚るはかりになく子規

賢誉法師

ちる花の名残もつらき夏の来てしのふに堪ぬ昔をそ思ふ

忍鏡法師（空華庵忍鏡力）

短夜の夢はむかしの宿ふりてあな卯の花の垣もへたてす

おわりに

以上、今般当文庫に寄託された圓珠庵所蔵資料の調査を通じて判明した事どもについて述べて来た。

戦前と戦後に編纂されたふたつの『契沖全集』は、どちらも緻密かつ周到な調査に基づき、諸本中の最善本を底本に選んで翻字した、きわめて高い学術的意義を有するものであることは論をまたない。稿者も含め大いにその恩恵に浴してきたわけであるが、最終稿に近いものを底本に採用するという当該全集の編纂方針ゆえに、本稿が取り上げたような草稿類については、解題などで諸本のひとつとして触れられることはあっても、その内実については必ずしも十分な検討がなされているとは言えない部分も残る。

現に圓珠庵蔵『河社』には、本稿が紹介した『厚顔抄』および『古今余材抄』以外にも多数の『河社』草稿群を紙背に見出すことができる。本稿ではそれらの検討までを行うことができなかつたが、当然ながら同書の生成過程に関してはいまだ検討

の余地が残っていることになる。全集や資料集などの編纂が厳密精緻なものであればあるほど、その刊行後に関連資料の検証が停滞しがちとなるのは間々みられる傾向だが、やはり資料は絶えず再検証され続けなければならないということを、今般の調査を通じて凶らずも再認識させられることとなった。

圓珠庵の所蔵する契沖著述稿本類等の学術的価値の高さは、その大部分が文化財保護法に基づく指定文化財となっていることから警言は不要だろうが、その価値もまたやはり学術資源として活用され、検証されてゆく中で維持され、また一層磨かれてゆくものと考ええる。本稿がその一助ともなれば幸いである。

注

- (1) 『契沖全集』第八卷（朝日新聞社、一九二七）。
- (2) 『日本随筆大成』第二期第十三卷（吉川弘文館、一九七四）。底本は先述した寛政九年刊本で、さらに「静嘉堂文庫蔵の一写本の書入等も参照した」という。
- (3) 『契沖全集』第十四卷（岩波書店、一九七四）。
- (4) 八木毅「円珠庵の蔵書について」（『語文』第三号、一九五一、のち大阪国文談話会編『大阪の和学』（和泉書院、一

九八六)に補訂版収録。

一九七三)を参照した。

(5) 文化庁文化財保護部美術工芸課編『契沖著述稿本類目録』(文化庁文化財保護部美術工芸課、一九八八)。

(6) 『契沖全集』第八卷(岩波書店、一九七二)五七頁。

【附記】本研究はJSPS科研費19K00351の助成を受けたものである。

(7) 斯道文庫収蔵マイクロフィルム(B五二七A)参照。

(8) 国文学研究資料館マイクロフィルム(三二一三〇六一四)

参照。

(9) 朝日新聞社版『契沖全集』第五巻の口絵写真及び凡例、また岩波書店版『契沖全集』第八巻解題(池田利夫執筆)参照。

(10) 『契沖全集』第九巻(朝日新聞社、一九二七)九二頁。

(11) 竹安繁治「入江友俊私記」(『ヒストリア』第九号、一九五四)。

(12) 宮本又次『町人社会の学芸と懷徳堂』(文研出版、一九八二)一八一頁以下。

(13) 入江育斎の事跡については先掲の竹安繁治「入江友俊私記」、宮本又次『町人社会の学芸と懷徳堂』に加えて、向井芳彦『住友の歴史―鉱業を中心としたる』(住友金属鉱山株式会社、一九五三)、多治比郁夫「円珠庵と円珠庵遺書―その敬愛と保存運動の略史―」(『大阪府立図書館紀要』第九号、